## 2023年9月1日から

## 小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

## 2023年9月1日以降、福井市が発行する医療受給者証には

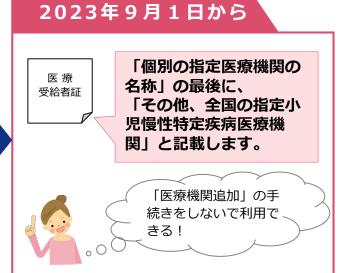
「個別の指定医療機関の名称」が記載されている最後に、「その他、 全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されます。

そのため、「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関 (※) として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

次回更新時に追加の医療機関の申請をお願いします。

(※) 医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。





(問い合わせ先)

福井市保健所 地域保健課 保健支援係 TEL:0776-33-5185